

すぐそばにある「貧困」

大西 連 Ohnishi Ren

認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい 理事長

<http://www.npomoyai.or.jp/> mail : ren.sshf@gmail.com

Twitter : @ohnishiren Facebook : ohnishiren

自己紹介





NON-PROFIT ORGANIZATION

Mission : 貧困問題を**社会的に**解決する

2001年 設立

ホームレス状態の人のアパート入居の際の「**連帯保証人**」提供

2004年頃～

交流サロンなどの「**居場所作り**」の活動を開始

2006年頃～

ワーキングプア、ネットカフェ難民からの「**生活相談**」が急増

2009年頃～

「年越し派遣村」以降、政府への「**政策提言活動**」にコミット

2014年 認定NPO法人の取得

～ もやいの4つの事業 ～

入居支援事業

生活相談
支援事業

交流事業

広報啓発事業

もやいの事業：①入居支援事業

安定した「住まい」を得るために、アパート入居を支援する

- ・ 連帯保証人の提供：のべ約2400世帯（現在は約900世帯）
- ・ 緊急連絡先の提供：約300～400世帯
- ・ 安否確認：のべ約4200件/年
- ・ 事故対応：約50件/年



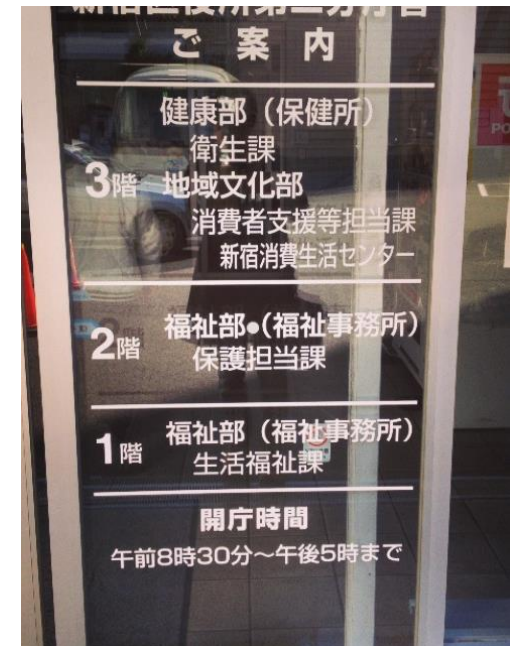
成果：多様なステークホルダーとの連携による地域福祉の向上

（大家・不動産屋・地域のNPO・公的機関・法律家・医療機関）

もやいの事業：②生活相談支援事業

「経済的な貧困」の解消として、生活困窮者を支援する。

- ・面談・電話相談：約4000件/年
- ・生活保護の申請同行：約120世帯/年
- ・物資・生活費・交通費提供：約135世帯/年



成果：生活保護行政の向上、水際作戦の撲滅、公的支援の運用の改善

もやいの事業：③交流事業

交流の機会を提供し「つながりの貧困」を解消する

- ・ 交流サロン（週1回）：参加者のべ約1500人/年
- ・ 女性限定の集まり（月2回）：参加者のべ約200人/年
- ・ 若者中心の集まり（月2回）：参加者のべ約150人/年
- ・ コーヒー焙煎プロジェクト：のべ約700人/年に販売



成果：当事者の社会参加、コミュニティ・居場所作り、社会的孤立解消

もやいの事業：④広報・啓発事業

日本の貧困を可視化し、必要な政策の策定を実現する

- ・メディア発信：約200件/年（新聞・テレビ・雑誌・web等）
- ・講演会・セミナー：約150件/年（学校・企業・行政・支援団体等）
- ・国や自治体への政策提言（調査・分析・提言）



成果：行政による貧困率の公表、社会的認知の向上、政策の実現

カスタマージャーニーマップ

経済的に困窮する
人間関係で孤立する

SOSを
発信する

生活保護を
受給する

アパートに
入居する

自立生活
を始める

つながりの
中で生きる

安心して安全な
社会で暮らす

当事者の気持ち



生活困窮
健康の不安
極度の我慢



恥辱の意識
(スティグマ)
制度無理解



住まいがない
不衛生な劣悪環境
単独入居が困難



安堵
滞納不安
孤独



疎外感からの解放
自分の居場所
希望、勤労意欲



社会のアウトサイダー
からインサイダーへ

タッチポイント
(当事者・社会との接点)

電話、メール、
事務所で面談

役所同行

事務所

葉書
訪問

サロン、コミュニティ

メディア、通信、SNS、
講演(全国各地)

もやいの
取り組み

具体的な
活動

4事業と
ミッション



ホット
ライン

面接
相談

制度利用
サポート

生活相談・支援事業



入居先
紹介

連帯保証人
緊急連絡先

安否
確認

入居支援事業



イベント
開催

居場所
づくり

交流事業



政策
提言

情報
発信

講演

広報・啓蒙事業

貧困問題を社会的に解決する

個人の変化

- 健康で文化的な最低限度の
生活の確保
- 社会保障の恩恵

- (路上/公園/施設など広義の)
ホームレスやネカフェ難民減少
- 勤労機会の確保

- 社会的孤立状態
の解消
- 安全と安心

- 社会的理解の醸成
- 個々人の支援広がり

社会の変化

- ナショナルミニマムの実現
- 絶対的貧困率の低減

- ハウジングファーストの進展
- 「貧困ビジネス」への対応
- 公的扶助の低減

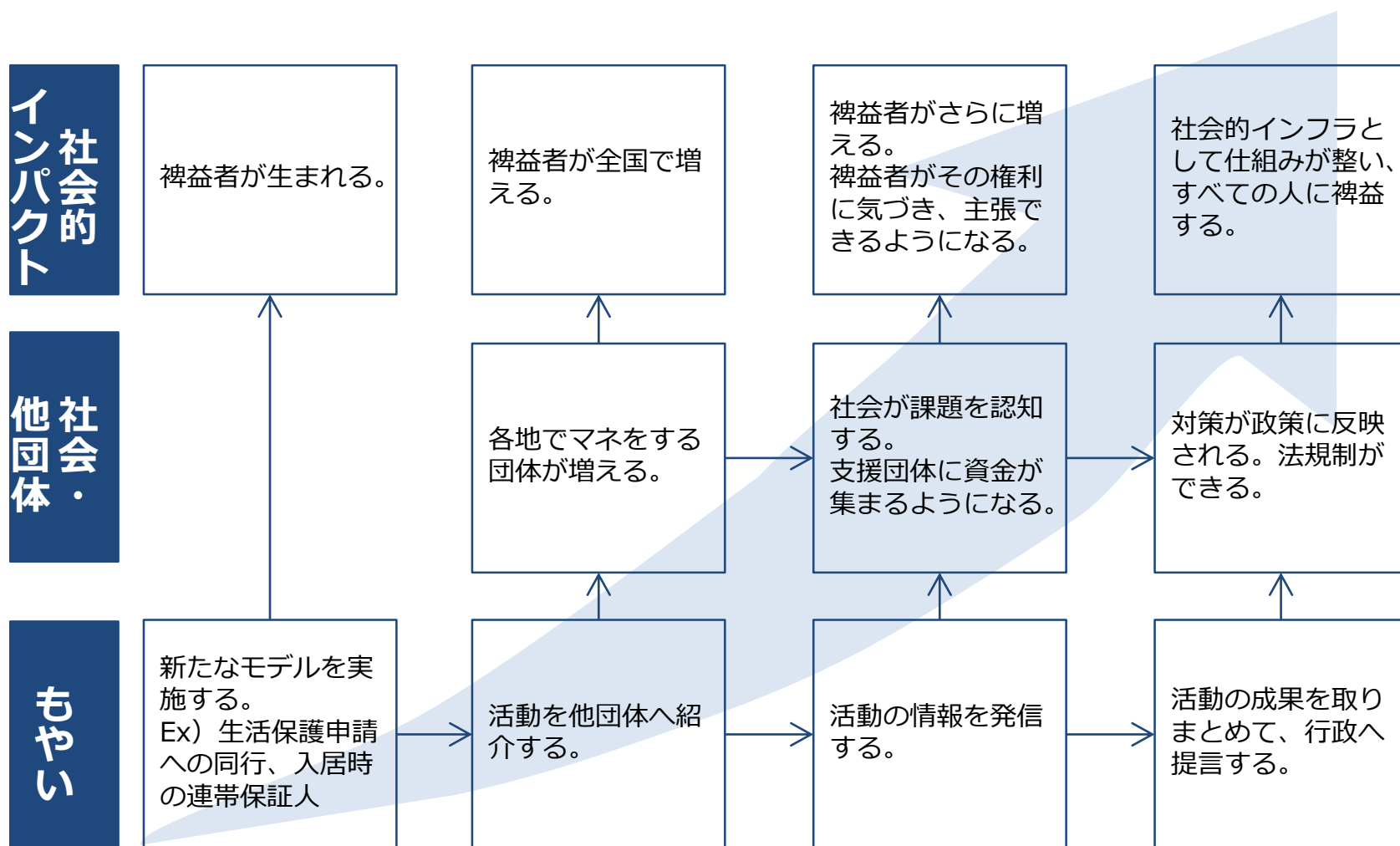
- 無縁社会の克服
- 税収の増加

- 国・自治体の制度に
- セーフティネットの
充実(貧困の予防)

SDGs(持続可能な開発目標) 2030アジェンダ “貧困をなくそう(NO POVERTY)” => (相対的)貧困率を半減へ

社会的インパクトのスケールアウト

もやいが新しい活動にチャレンジすることで、他団体が追随し、社会を変化させ、インパクトをスケールさせる。



貧困対策（生活困窮者支援）の政策の実現と支援団体の活動の拡大

- もやいの提言と政策の実現
 - 2002年 ホームレス自立支援法の成立
 - 2004年 東京都が「ホームレス地域移行支援事業」を開始
 - 2007年 厚労省が初のネットカフェ難民調査
 - 2009年 厚労省が「求職者支援制度」をスタート
 - 2010年 内閣府「社会的包摂」モデル事業の開始
 - 2013年 子どもの貧困対策基本法の成立
 - 2015年 生活困窮者自立支援制度がスタート
- 制度化の達成により行政の委託事業がNPO等へ拡大
 - ホームレス支援団体、生活困窮者支援団体の増加と拡大

結果として、

- ホームレスが減少
- 生活保護への認知が高まり、水際作戦の減少
- 支援団体の全国化と、相談機関の増加

「貧困」って何だろう

ホームレスを見たことはありますか？



ホームレスと話したことはありますか？

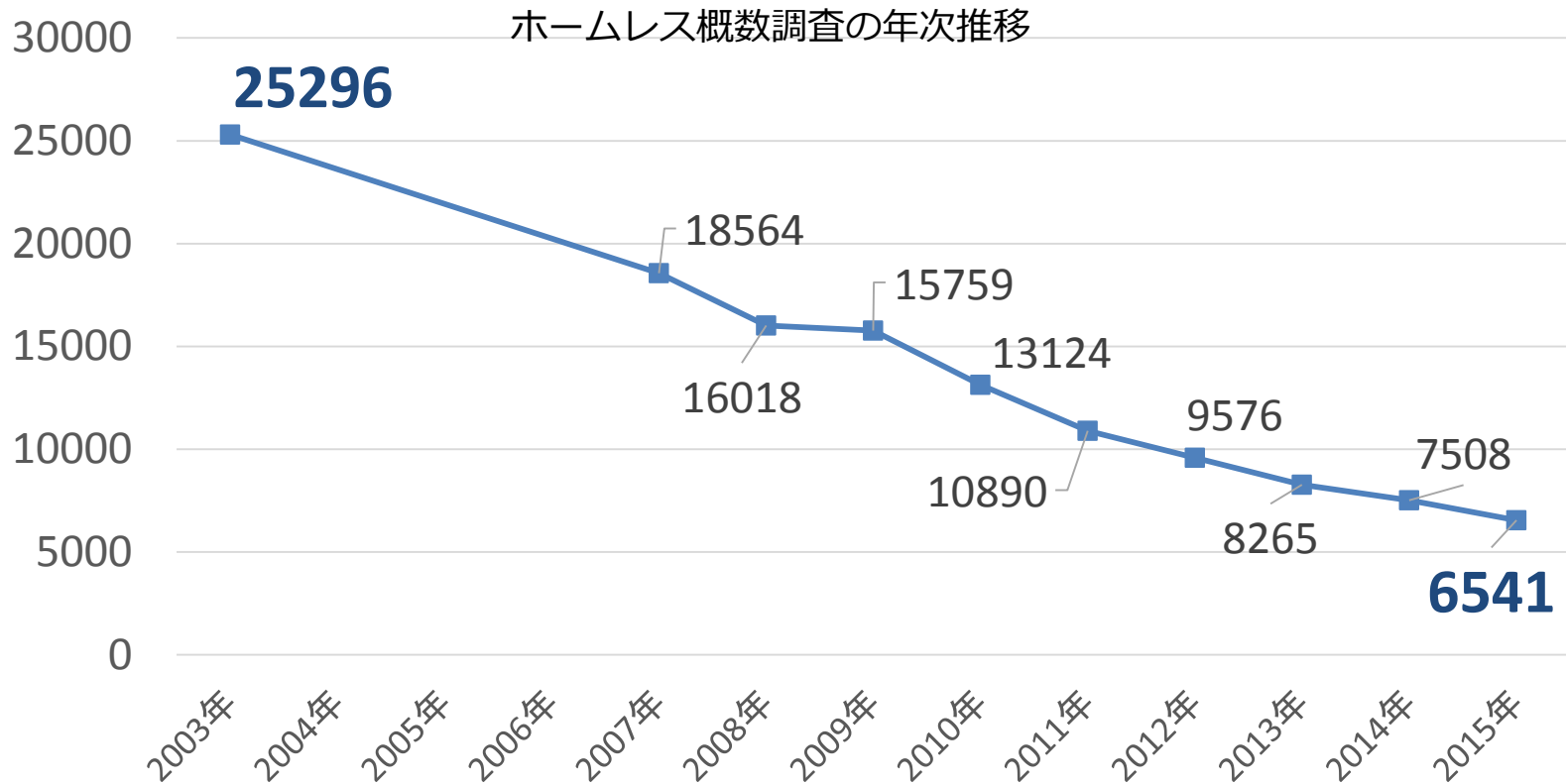


日本にホームレスは何人いるか
知っていますか？

ホームレスは減っている？

ホームレス概数調査によれば、ホームレス数は減少

25,296人（2003年） → **6,541人**（2015年）



拡がるホームレス「状態」の人たち

ホームレス状態の多様化がみられる

生活困窮層（住まいの状況による区分け）

A	定住型ホームレス	屋外にテントや小屋を建てて路上生活
B	移動型ホームレス	段ボールをもって移動しながら路上生活
C	たまにホームレス	お金ある時はネットカフェ等、ないときは路上生活
D	ネットカフェ難民	ネットカフェやファストフード店などで生活
E	不安定住居層	脱法ハウスや安宿など宿泊施設等で生活
F	住居喪失予備軍	住み込み層や実家暮らし（ニート・ひきこもり層）等

日本の「貧困」とは？

- ・ 絶対的貧困

1日1.25ドル以下の生活（約9億人 2014年 人間開発報告書）

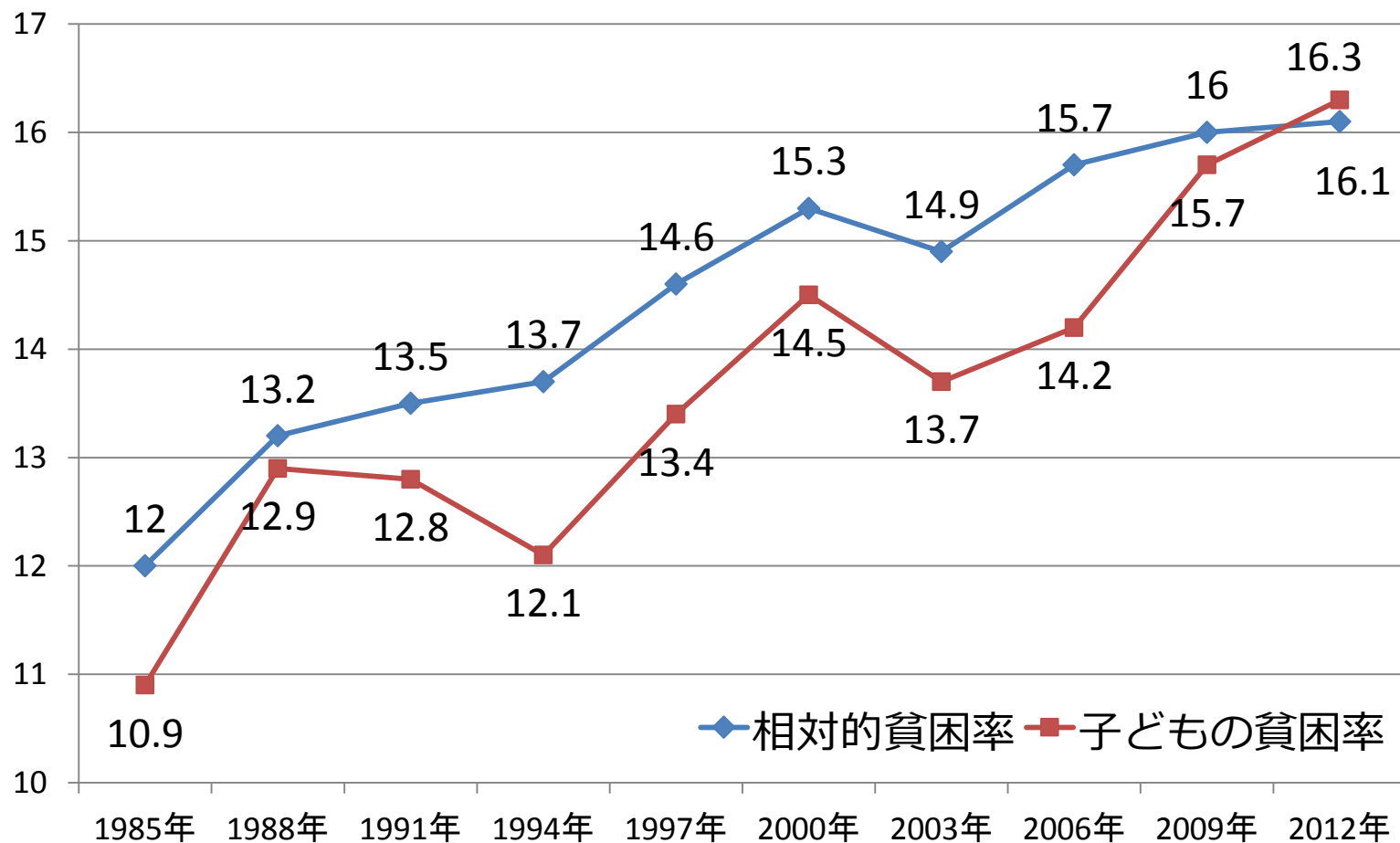
1日1.25ドル以下 1990年 36.4% → 2011年 14.5%（世界銀行）

- ・ 相対的貧困

国民一人ひとりを所得ごとに順番にならべ、
真ん中の人の所得の 50%に満たない人の割合

日本の「貧困率」は？

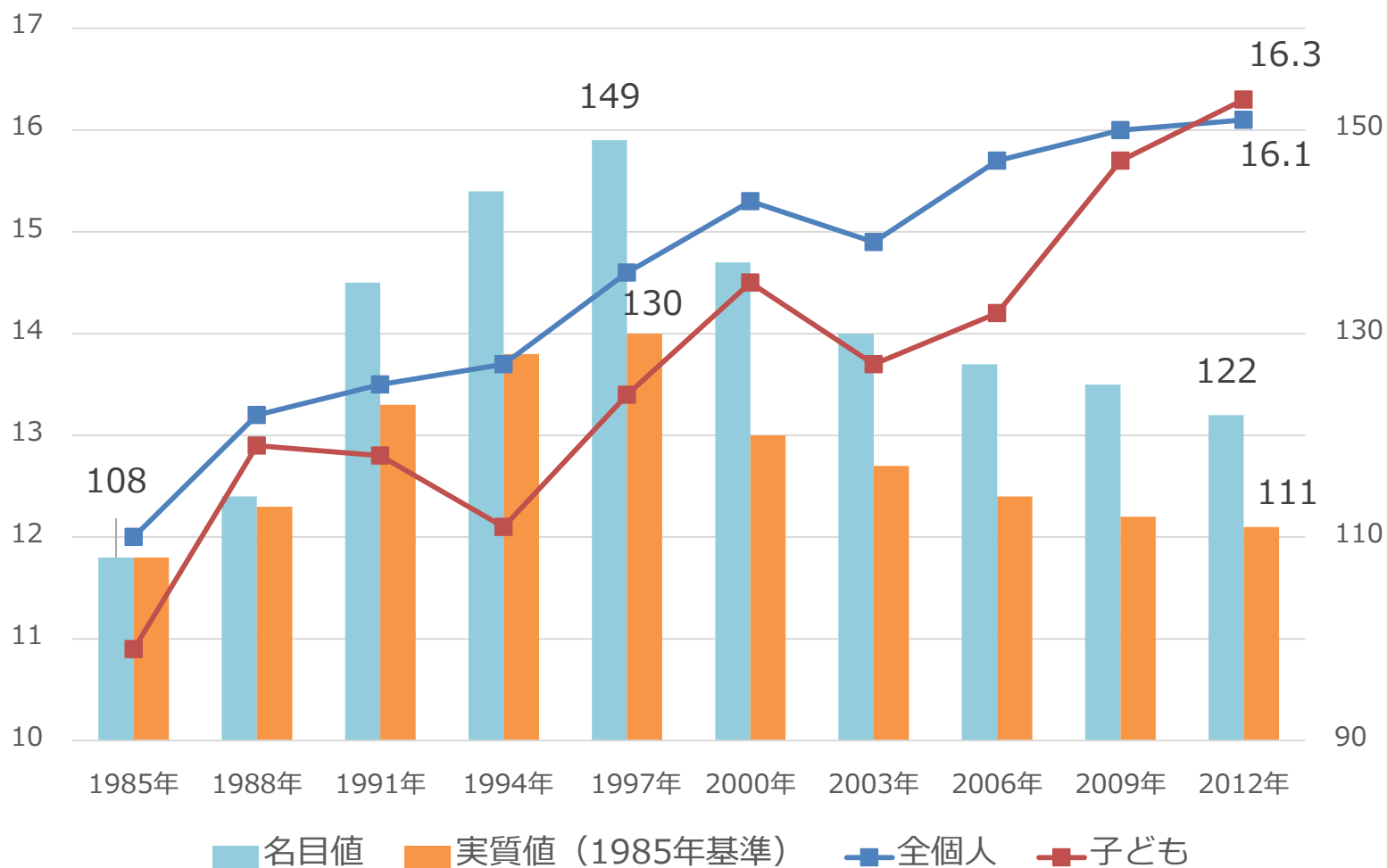
日本の貧困率



日本の貧困ライン

等価可処分所得 = 約122万円

貧困率と貧困ラインの推移



世界第 **3 位** の経済大国である一方、貧困率は **OECD** で下から **6 番目**。

25

OECD加盟国における相対的貧困率（2009年OECDのHPより筆者作成）

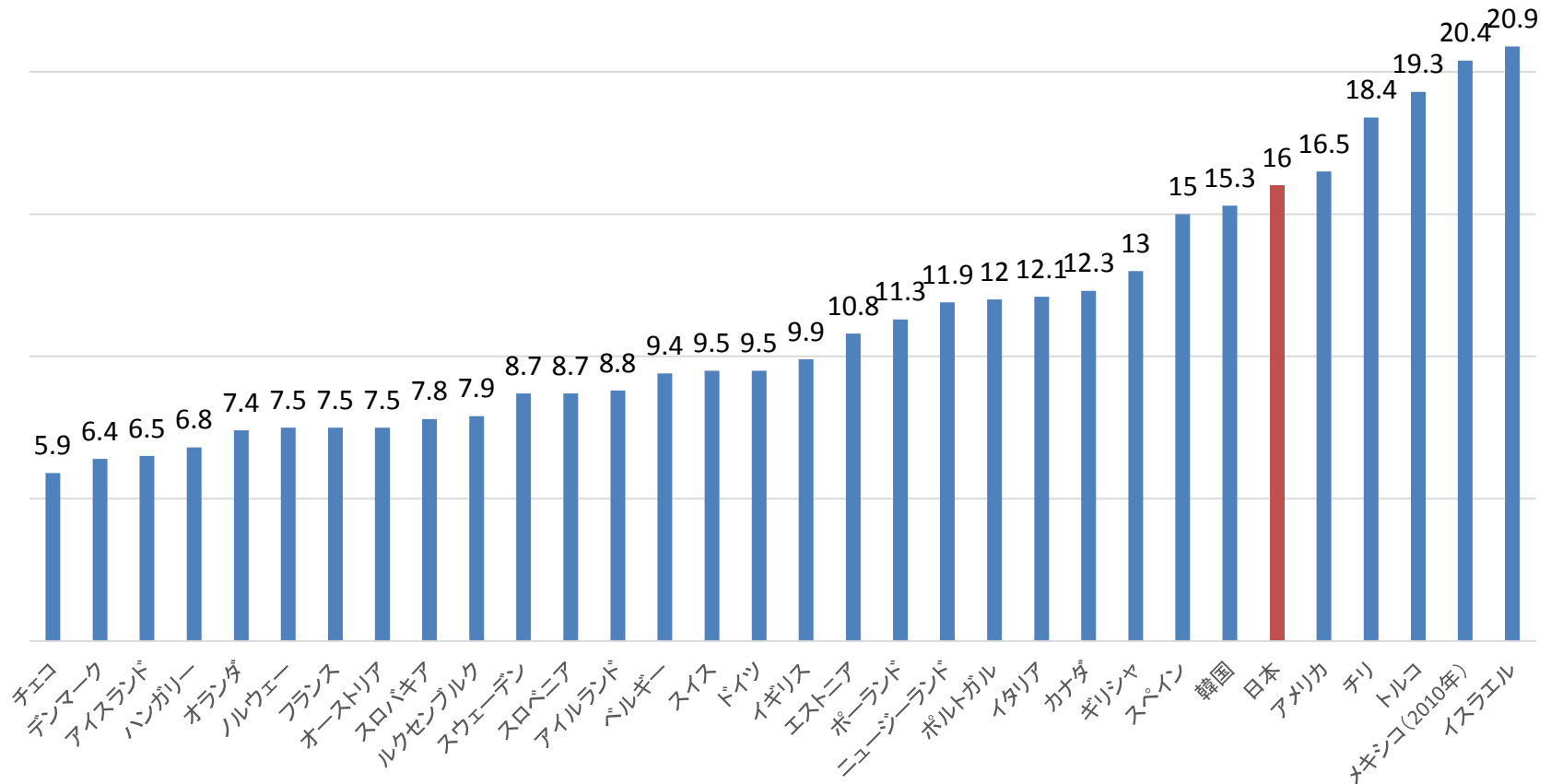
20

15

10

5

0



月に10万円以下で生活できますか？

低所得・低収入の人が増えている

「見える貧困」 「見えない貧困」

私たちの周りには、苦しい状況で
生活している人がたくさんいる

なぜ人は貧困に陥るのか

どのように収入を得ている？

- ・ 就労（働いて収入をえる）
- ・ 資産（相続・貯蓄を崩す）
- ・ 扶養（家族・恋人に援助してもらう）
- ・ 社会保障（年金・生活保護など）

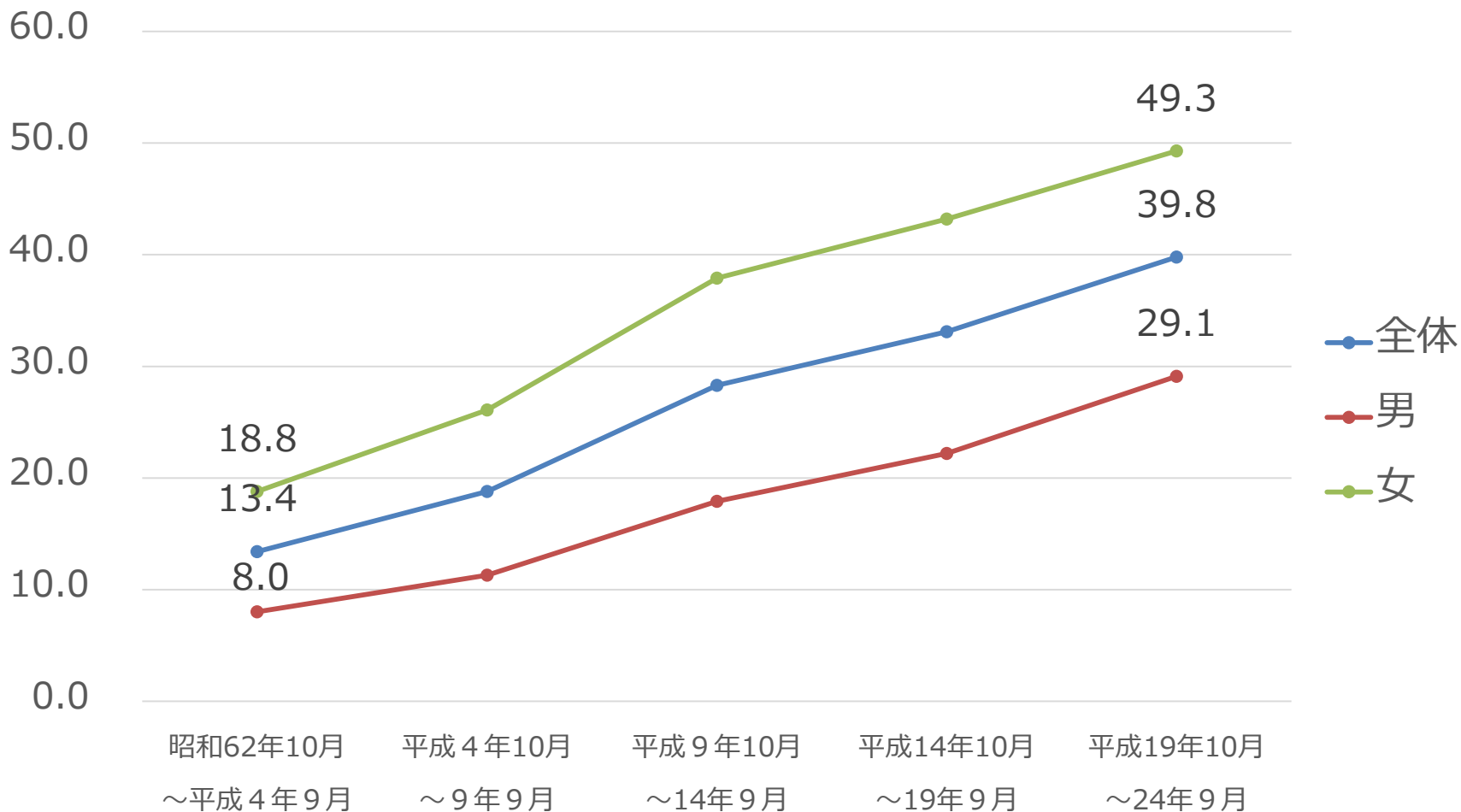
低収入になる理由

- ・ 非正規労働の拡大（就労収入の減少）
- ・ 低所得化（資産形成の困難さ）
- ・ 核家族化（扶養能力の減退）
- ・ 社会保障の脆弱さ（時代の変化と逆行）

106万人（1990年）→300万人（2014年）

25歳～34歳の非正規労働者

「非正規の職員・従業員として初職に就いた者」の割合 (平成24年総務省就業構造基本調査)



最低賃金でフルタイムで働くと？

$900\text{円} \times 8\text{時間} \times 5\text{日} \times 4\text{週} = 14\text{万}4000\text{円}$

$14\text{万}4000\text{円} \times 12\text{か月} = 172\text{万}8000\text{円}$

Aさん（35歳・シングルマザー）

母子家庭の就労率 約80.6%（非正規率52.1%）

平均年間就労収入 約181万円

母子家庭の貧困率 約54.6%

（厚労省：2013年「ひとり親家庭の支援について」より）

若者・子育て世帯の低所得化

「見える貧困」 「見えない貧困」

6人に1人

「個人の問題」 「社会の問題」

非正規労働者の増加 = 社会の問題

40代で派遣社員 = 個人の問題

自己責任論

生存権

憲法25条

日本国憲法25条にて「生存権」が規定されている

- 1 すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活**を営む権利を有する。
- 2 **国は、**すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び、公衆衛生の**向上及び増進に努めなければならない**。

※生存権は当初、GHQ草案には記載されていなかったものの、民間の立場から提出された「憲法草案要綱」で記載された。

217万人

国家予算は約3.7兆円（約3%）

生活保護って言うと……

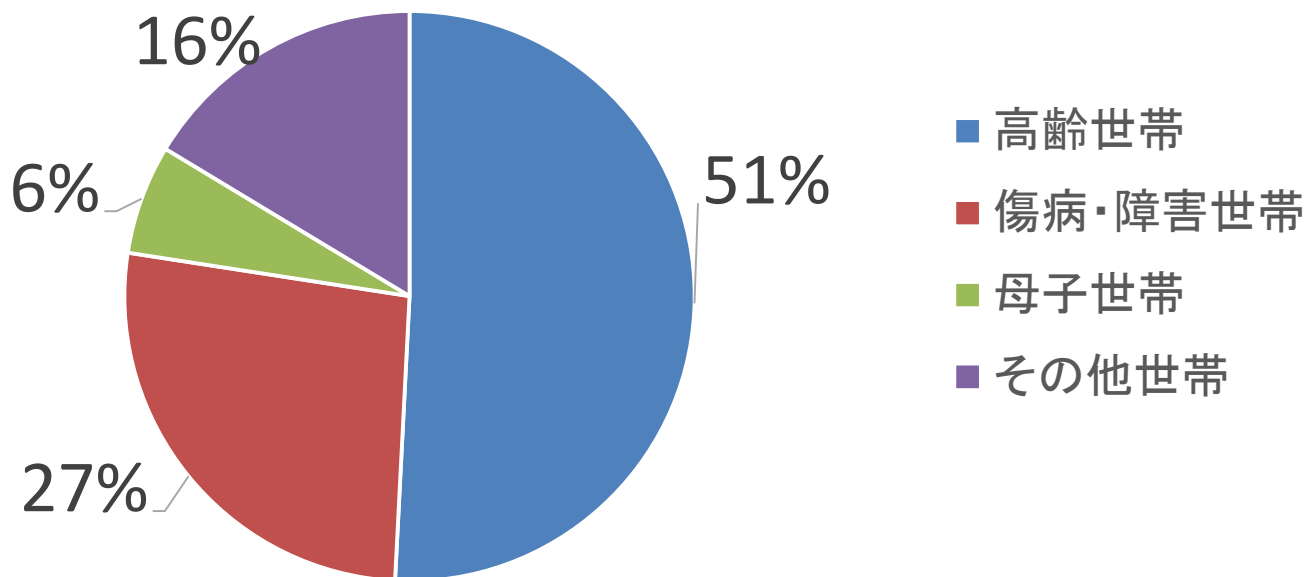
「国のお金でやっかいになってる」

「あいつらは怠けている」

「恥ずかしい、知られたくない」

「不正受給が多いんじゃないか」

生活保護利用者の世帯構成（2016年3月）



高齢、疾病・障がい、母子世帯など、困難な状況にある人を支えており、
「最後のセーフティネット」とも呼ばれる。

生活保護法

旧生活保護法(1946年) では欠格条項を設けていた

- 1 怠惰なもの
- 2 素行不良なもの
- 3 親族が扶養できるもの

現行の生活保護法（1950年）では欠格条項が削除され、
無差別平等の原則が規定された。

生活保護はなぜ欠格条項をなくしたか

一般的な価値観 ⇔ 近代的な価値観

「尊厳」 ≠ 「健康で文化的な最低限度の生活」

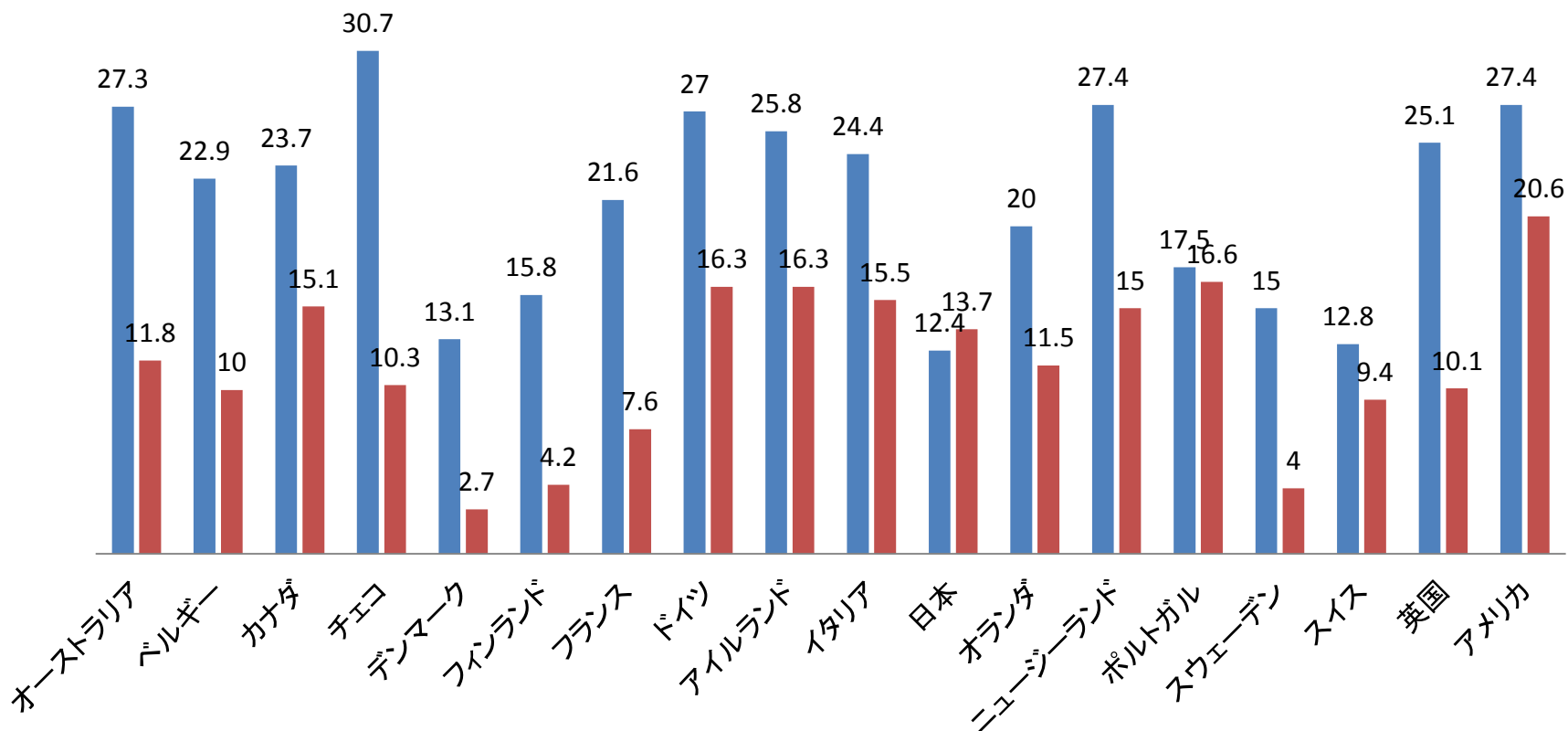
現在、平均**6%**（1000億円）の最低生活基準の**引き下げ**が行われている。

生活扶助基準引き下げの具体例（都市部の場合）				
	引き下げ前	2013年8月～	2015年度～	最終削減額
夫婦と子1人	17.2万	16.7万	15.6万	1.6万
夫婦と子2人	22.2万	21.6万	20.2万	2.0万
70代以上夫婦	11.4万	11.2万	10.9万	0.6万
70代以上単身	7.7万	7.6万	7.4万	0.3万
60代単身	8.1万	8.0万	7.9万	0.2万
41～59歳単身	8.3万	8.2万	7.9万	0.4万
20～40歳単身	8.5万	8.3万	7.8万	0.7万
母と子1人	15.0万	14.7万	14.1万	0.8万

所得再分配後の子どもの貧困率

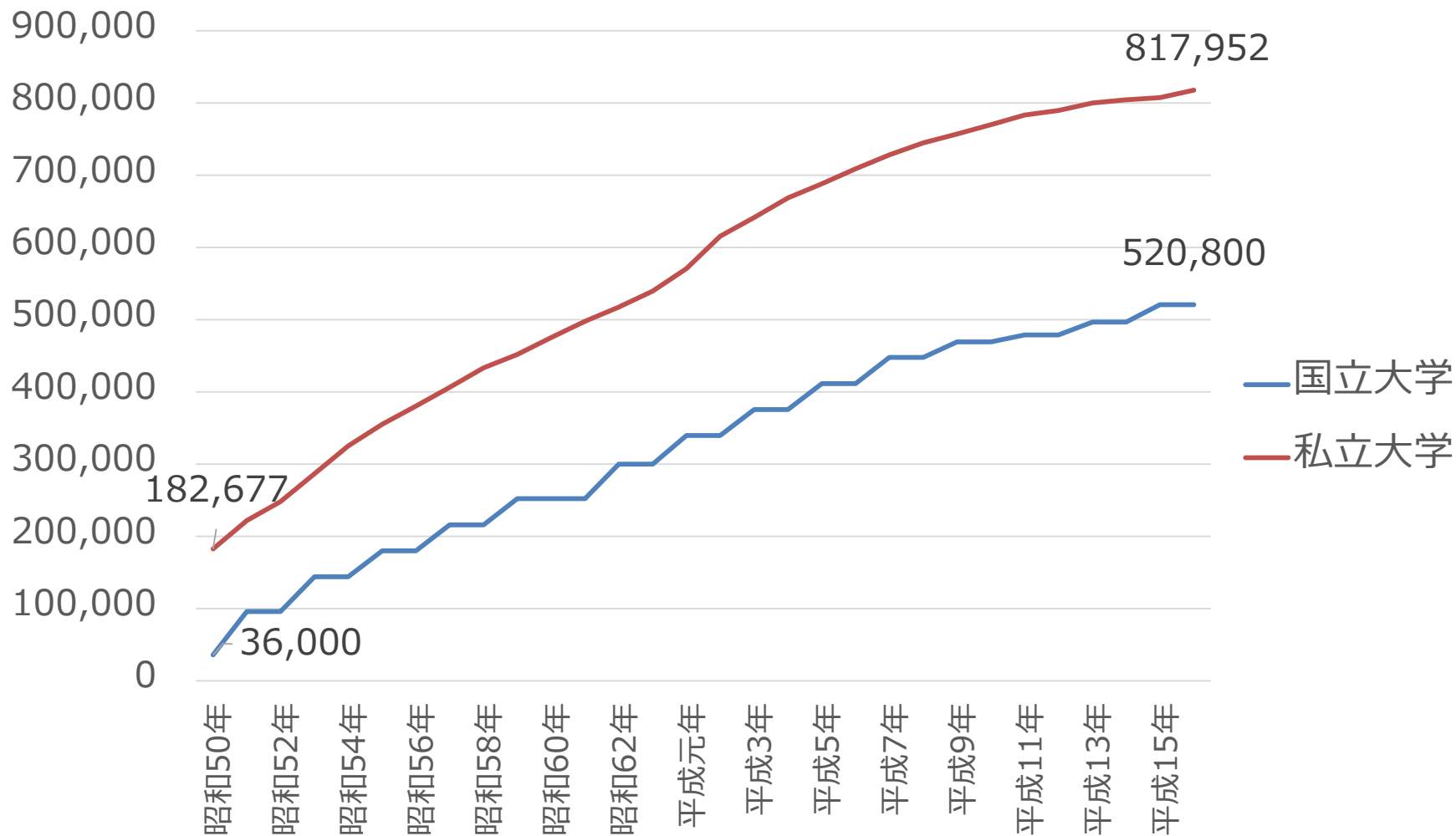
■ 当初所得

■ 所得再分配後の
可処分所得



資料：OECD「Growing Unequal?（2008）」より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成

大学授業料の推移



「社会」から「個人」

一億総活躍社会

「人口減少の下でも、我が国の安定的な
成長を実現していくためには、
働き手の確保が必要であり、個々人が
その持てる能力を最大限に発揮できる
「全員参加の社会」の実現を加速させる」

平成28年度厚労省概算請求の困窮者対策
女性活用、子どもの貧困分野の導入文

国や社会のために個人があるのか
個人のために国や社会があるのか

私たちができることは？